

虐待防止委員会および
身体的拘束適正化検討委員会の設置

株式会社レガロファクトリー

【studio koti (スタジオ コティ)】

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会および身体的拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止および身体的拘束の適正化に努めることを目的とします。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとします。

- (1) 責任者は管理者とする。
- (2) 委員は、児童発達支援管理責任者、児童指導員、他職種職員とする。
- (3) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は年最低2回以上開催します。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施します。

- (1) 「障がい者虐待マニュアル」「虐待の発生・再発防止のための指針」「身体的拘束等適正化マニュアル」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (2) 「虐待早期発見チェックリスト」「セルフチェックシート」の結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- (4) 虐待防止にかかる研修を年2回以上行うこととする。
- (5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応する。
- (6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は以下のとおりです。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より障がい者虐待防止法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- (3) 責任者・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。